

+

+



直近の労働・社会関連記事一覧

改定額の全国加重平均 1,121 円

フリーランスとの契約書の内容は？

1

★ニュース・ラインアップ★

直近の労働新聞の記事をポイント掲載いたしました。



1. パート・有期雇用 明示違反がめだつ (2025/09/22)

東京労働局(増田嗣郎局長)は、令和6年度のパートタイム・有期雇用労働法に基づく是正指導状況を取りまとめた。「労働条件の文書交付等」違反は523件に上り、是正指導総数の64.9%を占めた。全国を40.5ポイント上回る。とくに「昇給の有無」の明示違反がめだつ。パートにも評価制度を設けている会社では、「昇降給あり」と誤って記載するケースが散見される。必ずしも賃金が増額するとは限らないため、「昇給なし」と明示するほか、ただし書きで昇降給の可能性を示すことが望ましいとした。

2. 転職志向のミドルシニア 6割が「やりがい」求め (2025/09/22)

産業雇用安定センター(=ジョブ産雇。岡崎淳一理事長)が、大企業に勤めるミドルシニア(45~59歳)を対象に行った調査で、定年前を含めて今後の働き方について具体的なイメージを持つ者のうち、32.9%が転職または独立を希望していることが分かった。動機として、「仕事のやりがい」を挙げるものが約6割を占め、処遇の低下(19.0%)や家庭の事情(11.7%)を上回った。ジョブ産雇では「処遇が下がっても、やりがい次第では中小企業に魅力を感じてもらえる」(下門圭司業務部長)とし、大企業を通じて、中小企業への再就職という選択肢を周知していく考えだ。

3. 個人事業者業務上災害 注文者に報告義務課す (2025/10/06)

厚生労働省は、建設業の一人親方など個人事業者の業務上災害の報告制度の創設に向け、労働安全衛生規則などの改正案要綱を労働政策審議会に諮問し、「妥当」との答申を受けた。個人事業者が労働者との同一の場所における就業に伴う事故により死亡または4日以上休業した場合に、直近上位の注文者(特定注文者)に労働基準監督署への報告を義務付ける。罰則は設けない。特定注文者が存在しない場合には災害発生場所を管理する事業者に報告義務を課す。脳・心臓疾患や精神障害事案については、個人事業者本人が直接、労基署に報告できる。令和9年1月に施行する予定。

4. 平均年間給与 正社員・男性 609万円に (2025/10/13)

国税庁の民間給与実態統計によると、令和6年の1年間を通じて勤務した正社員の年間平均給与と額は、男性609万円、女性430万円だった。前年に比べてそれぞれ2.5%増、4.1%増となり、ともに4年連続で増加している。業種別では、製造業568万円が6.6%増、卸売業・小売業410万円が5.9%増などと伸びている。一方、正社員以外の女性は174万円に留まり、正社員・男性との格差は435万円だった。

★令和10年10月 最低賃金が改定されました！★

改定額の全国加重平均 1,121 円

関東近隣の最低賃金一覧

都道府県	最低賃金時間額	発行年月日
千葉県	1140 (1076) ↑	令和7年10月3日
東京都	1226 (1163) ↑	
神奈川県	1225 (1162) ↑	
埼玉県	1141 (1078) ↑	
茨城県	1074 (1005) ↑	令和7年10月12日

今年は47都道府県で最低賃金は50～84円引き上げられ、全国平均加重平均額は1121円(令和6年1055円)になります。

全国加重平均額51円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額になります。相変わらずの賃金上昇傾向は変わらず。

● 改正日以降に働いた分から適用しましょう

適用タイミングは、改正後の賃金は改正日以降に働いた分からとなります。給料の計算が改正日をまたぐ場合は、改正前は旧給与、改正後は新給与で計算します。

● 改正対象はいわゆる基本給

残業や休日、深夜手当、賞与、基本給とは別に支給される交通費手当などを除いた基本給が対象です。パートやアルバイト、派遣社員など時給制の場合は、基本時給が最低賃金を上回る必要があります。

● 最低賃金の支払いは法律で義務付けられています

最低賃金に満たないことが分かった場合は、会社に3年まで遡って差額分の請求ができ、未払いに対するペナルティも会社には課せられます。

毎年最低賃金が上昇しています。

いつの間にか最低賃金を割っていたなどということが無いように毎年確認しましょう。

最低賃金の対応についてお気軽にお問合わせ下さい。

ベイリーフ労務管理事務所

043-222-5337

★ 労務管理上のQ&A こんな時あんな時 ★

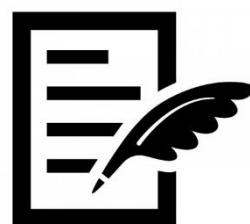
第167回

フリーランスとの契約書の内容は？

Q、当社では、フリーランス契約で業務を任せているケースが増えてます。法律では契約書が必要となりますが内容を教えてください。

A、発注事業者とフリーランスとが業務委託契約を結ぶ際に、取引条件を明示することは発注事業者の義務。その際、書面又はメールなどの電磁的方法により明示しなければならない。(50万円以下の罰金)

- ①発注事業者及びフリーランスの名称
- ②業務委託をした日
- ③提供される役務の内容
- ④役務の提供を受ける期日等
- ⑤役務の提供を受ける場所
- ⑥内容について検査をする場合は、
その検査を完了する期日
- ⑦報酬の額及び支払期日
- ⑧現金以外の方法で報酬を支払う場合の
支払い方法



どのような業務内容でも、全て契約に基づき成り立っています。言った言わない、話が違ふとのトラブルを避ける意味でもしっかり内容を精査し、書面での取り交わしをしてください。

★ベイリーフの庭から★

・ ・ ・ 編集後記 ・ ・ ・

このところ、やっと秋になったなと感じますね。

そこで気になるのは今年の紅葉情報です。業務の都合上か？桜はやり過ぎしてしまうことが多いのですが、紅葉は毎年しっかり堪能しています。今年は、11月に金沢旅行のついで兼六園で紅葉狩りかな？ 人生、楽しむことも必要ですね。

・ ・ 発行・制作



ベイリーフ労務管理事務所

〒260-0853

千葉市中央区葛城 3-7-30

TEL 043-222-5337 FAX 043-225-1317

E-mail office.bayleaf@gmail.com

<https://www.officebayleaf.com>